

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

- 1. 改正情報
- 2. 労務管理の基礎知識
- 3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 働き方改革関連法案の概要

政府は平成30年4月6日に『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（働き方改革関連法案）』を閣議決定、5月31日の衆院本会議で可決し、現在は参院での審議を行っており、今国会での法案成立が濃厚となってきました。

法案の概要は、『働き方』だけではなく『働かせ方』についても影響を与えるため、その内容を確認しておきましょう。

《法案の概要》

① 残業時間上限規制 (※1)

時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、月100時間（休日労働含む）、複数月の平均80時間（休日労働含む）を限度とする。

② 割増賃金率の猶予措置廃止

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の中小企業への猶予を廃止。猶予廃止は平成35年4月1日から。

③ 有休取得の義務化

10日以上の有休が付与される労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有休を与える。

④ 労働時間の状況把握の実効性確保

労働時間の状況は、使用者の現認や客観的な方法によることを定める。

⑤ フレックスタイム制の見直し

清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長する。

⑥ 高度プロフェッショナル制度の創設 (※2)

高収入（年収1,075万円）で専門的知識を持った労働者について、本人の同意を条件に労働時間の規制（時間外労働、休日、深夜業等）を除外する。

⑦ 勤務間インターバル制度の普及促進

始業と終業の間に一定の休息時間を確保する勤務間インターバル制度の普及促進に努める。

⑧ 産業医・産業保健機能の強化

労働者の健康管理に必要な情報の提供を事業主に義務付ける。

⑨ 同一労働同一賃金

正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止し、均等待遇の確保を義務化する。また、待遇差がある場合には、その内容・理由等に関する説明を義務化する。

(※1)

自動車運転事業や建設事業など、改正法施行5年間については適用猶予・除外となる事業・業務があります。

(※2)

健康確保措置として、年間休日104日の休日確保が義務化されます。その他にも、①インターバル措置、②1月又は3月の在社時間等の上限措置、③2週間連続の休日確保措置、④臨時の健康診断のいずれかの措置を選択実施することが義務化されます。

2. 労務管理の基礎知識

■ 女性社員のルール ②妊産婦の保護 ～労働時間に関する制限～

女性労働者が妊娠すると、母体や胎児の健康を守るため、一定の『母性健康管理』が事業主に義務付けられています。この母性健康管理は、これまで案内してきた業務内容だけでなく、労働時間にも及びます。

《制限される働き方》

① 変形労働時間制適用の制限

妊産婦が請求した場合には、1ヶ月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場であっても、特定の日に8時間、特定の週に40時間を超えて労働させることはできず、1日及び1週の法定労働時間の枠内で労働させなければなりません。

② 時間外労働、休日労働、深夜業の制限

妊産婦が請求した場合には、非常災害等の場合を含め、36協定があったとしても時間外労働、休日労働、深夜業をさせることはできません。

なお、上記はどちらも妊産婦本人からの請求があった場合となりますので、請求がなければ通常どおりの就業が可能です。また、同じ変形労働時間制であっても、フレックスタイム制については、始業や終業の時刻を労働者本人に委ねているため、特に制限はありません。

3. 所長コラム

■ スマートフォン



時速60キロで走行した場合2秒間で車は約33.3メートル進みます。「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思うかもしれませんが、その間違った考えが悲惨な交通事故を招いています。絶対にやめましょう。

『岐阜県大垣市の名神高速道路で3月、大型トラックが観光バスに追突しバスの乗員・乗客35人が重軽傷を負った事故で、岐阜県警は19日、スマートフォンの画像を見ながら運転していたとして、大型トラックの男性運転手（事故で死亡、当時56歳）＝群馬県桐生市＝を自動車運転処罰法違反（過失致傷）容疑で岐阜地検に書類送検した。この画像を送ったとして、同僚の男性運転手（47）＝同市＝も同法違反のほう助容疑で書類送検した。県警によると、通話相手を同法違反のほう助容疑で摘発するのは全国でも珍しいという。』

毎日新聞2018.6.19

このニュースを目にしたとき、亡くなってしまった男性運転手には申し訳ないが、35人の重軽傷者を出したことの罪は大きいし、プロのドライバーとして情けない。

もう一つの驚きは、画像を送った相手も摘発されたこと。同僚もプロドライバーと思われるがプロとしての認識の欠如に驚く。だが、もしかしたら私もやるかもしれない。世の中スマートフォン中毒の人多いですから。